

陳 情 文 書 表

番号	受理年月日	件 名	要 旨	陳 情 者 氏 名	委員会
26 第1	26・1・7	手話言語法（仮称）制定 について	<p>手話は、日本語を手や指など体の動きを使って表す、独自の言語体系を持つ言語であるが、ろう学校では手話が禁止され、社会的な差別を受けてきた歴史がある。</p> <p>国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、2011年8月に成立した改正障害者基本法では「全ての障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。</p> <p>については、次の事項につき関係行政庁に対し意見書を提出されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子ども等が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。 	<p>一般社団法人 秋田県聴力障害者協会 県南支部</p>	厚 生
26 第2	26・1・22	特定秘密保護法の廃止 を求めることについて	<p>特定秘密保護法は、行政機関の長が安全保障に関わると判断すればどんな行政情報も「特定秘密」と指定し、半永久的に国民に隠し続けることが可能であること、国民が「特定秘密」と知らずに秘密情報を知った場合や未遂でも処罰の対象になることなど、国民の知る権利や報道の自由を侵害するものであり、その内容も</p>	秋田県平和委員会	総 務 文 教

			<p>審議過程も非民主的で強権的である。</p> <p>この法律の施行により、憲法に保障された地方自治体の自主性と自立性が侵害され、住民の生命と財産を守る役割を果たすことができなくなる恐れがある。</p> <p>については、国会及び関係行政庁に対し「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」を提出されたい。</p>		
26 第3	26・1・22	排水整備及び側溝整備について	<p>柳原集落の南側にある排水溝は、現在、土側溝であるため排水不良が発生し、夏季には生活排水等による悪臭が、また、冬季は宅地及び床下への浸水が度々発生している。</p> <p>については、現地調査のうえ改良されるよう陳情する。</p>	柳原自治会	産 業 建 設
26 第4	26・1・29	最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求めることについて	<p>秋田県の現在の最低賃金は時間額で 665 円であり、869 円の東京とは 204 円もの格差があるため、青年の県外流出を促している。</p> <p>生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができると考える。</p> <p>については、次の事項につき関係行政庁へ意見書を提出されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政府はワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行なうこと。 2. 政府は全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3. 政府は中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽 	秋田県春闘共闘懇談会	産 業 建 設

			<p>減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。</p> <p>4. 政府は中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。</p> <p>5. 公共事業に従事する下請け企業に適正な単価を、現場の労働者に適正な報酬を確保するため、公契約法の制定を行うこと。</p> <p>6. 政府は雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。</p>		
26 第6	26・1・29	特定秘密保護法の廃止を求めることについて	<p>安倍内閣と自民・公明両党は選挙公約にもなかった特定秘密保護法を、法案反対の国民世論が大きくなっていくにもかかわらず「採決」を強行し「成立」させた。</p> <p>特定秘密保護法が、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原理をことごとく蹂躪する憲法違反の法律であることは明確である。</p> <p>については、特定秘密保護法を廃止するよう関係行政庁に対し意見書を提出されたい。</p>	秋田県春闘共闘懇談会	総務 文教

<p>26 第7</p>	<p>26・1・31</p>	<p>地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正について</p>	<p>地方自治体における臨時・非常勤職員の多くは恒常的業務についており、その労働を無くしては地方自治体は一日たりとも回らない。しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど処遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で法の谷間におかれた存在となっている。</p> <p>については、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定の観点から次の事項について関係行政庁に対し意見書を提出されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。 2. 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤職員に適用させるための法整備をはかること。 	<p>秋田県教職員組合</p>	<p>総務 文教</p>
------------------	----------------	--	--	-----------------	------------------